

り吟味したり詰り今迄の六部と審理局の仕事をするなり其役人
ハ此迄六部に勤居たる人々と見ゆ新聞や演説の取締ハ余程嚴重
になる由河野を初め民権臭い人々ハ免職澤田エ宜しく

父君

武夫

126 明治14年10月25日 菊池長閑宛

明十四 十月廿五日

先達申上たる一條に付て深き御咎を蒙るハ心分に有之候所却て
御札かま敷御手紙を頂き面目なさ限りなく一向難有事と感候而
己仰に甘へ此後も浅墓を顧みず愚存申上へき間不相替御教訓を
頂度候委任状ハ早速差出たり編籍証ハ彼地エ届可申波并政國を
以ても申上たる通り其許の諸事ハ御面倒ながら是迄の如く御目
を掛られ御相談被下に於てハ忝く愚存を可申上候得共大体御隨
意に御取計被下度後日私々彼此不申義ハ勿論なり此頃政府にハ
色々役替あり何時もの通り名而已の変革と見ゆれ共今般の役割
左の如し

参事院議長 伊藤 外務卿 井上 内務卿 山田 大蔵卿 松
方 陸軍卿 大山 参謀本部 山縣 海軍卿 河村 文部卿
福岡 工部卿 佐々木 司法卿 大木 農商務卿 西郷 開拓
長官 黒田 右皆参議兼勤 元老院議長 寺島 参事院副議長
田中不二麿 同議官 福羽美静内務 山口芳尚外務 鶴田皓司法
井上毅法制 会計検査院長ハ岩村通俊 工部少輔 芳川顯正
外務少輔 塩田三郎 参事院ハ内閣の命を承て法律規則を作た